

災害救助法の適用地域のご契約者様へ

平成 28 年 4 月 15 日

エース貸付少額短期保険株式会社

平成 28 年熊本県熊本地方の地震により、被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げるとともに、被災地域の皆様には一日も早く復旧されますようお願い申し上げます。

今回の災害につきまして、下記地域に災害救助法が適用されました。

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者様に「継続契約の契約締結手続き」や「保険料払込（保険料のお支払い）」が一定期間猶予される特別措置を実施いたします。

本措置の適用をご希望されるご契約者様は下記の担当窓口にお申し出ください。

適用の猶予期間には制限がございますので、ご注意くださいますようお願い申し上げます。

ご契約者様からのお申し出により次の猶予が適用されますので、下記の担当窓口までお申し出ください。

1. 継続契約の契約締結手続きの猶予

災害救助法の適用日から 2 週間を限度に保険継続の契約手続きが猶予されます。

2. 保険料払込の猶予

災害救助法の適用日から 2 ヶ月間を限度に保険料払込（保険料のお支払い）が猶予されます。

被害のご連絡ご相談も承っておりますので、下記の担当窓口までお問合せください。

担当窓口 : フリーダイヤル : 0120-103-083

受付時間 : 月～金 午前9時～午後5時 ※但し、土・日・祝日・年末年始休業期間を除く

災害救助法適用の状況（平成 28 年 4 月 15 日 現在）

法適用日	災害救助法適用市町村	
平成 28 年 4 月 14 日	熊本県	熊本市（くまもとし） 八代市（やつしろし） 人吉市（ひとよしし） 荒尾市（あらおし） 水俣市（みなまたし） 玉名市（たまなし） 山鹿市（やまがし） 菊池氏（きくちし）

	<p>宇土市（うとし） 上天草市（かみあまくさし） 宇城市（うきし） 阿蘇市（あそし） 天草氏（あまくさし） 合志市（こうしし） 下益城郡美里町（しもましきぐんみさとまち） 玉名郡玉東町（たまなぐんぎょくとうまち） 玉名郡南関町（たまなぐんなんかんまち） 玉名郡長洲町（たまなぐんながすまち） 玉名郡和水町（たまなぐんなごみまち） 菊池郡大津町（きくちぐんおおづまち） 菊池郡菊陽町（きくちぐんきくようまち） 阿蘇郡南小国町（あそぐんみなみおぐにまち） 阿蘇郡小国町（あそぐんおぐにまち） 阿蘇郡産山村（あそぐんうぶやまむら） 阿蘇郡高森町（あそぐんたかもりまち） 阿蘇郡西原村（あそぐんにしはらむら） 阿蘇郡南阿蘇村（あそぐんみなみあそむら） 上益城郡御船町（かみましきぐんみふねまち） 上益城郡嘉島町（かみましきぐんかしままち） 上益城郡益城町（かみましきぐんましきまち） 上益城郡甲佐町（かみましきぐんこうさまち） 上益城郡山都町（かみましきぐんやまとちょう） 八代郡氷川町（やつしろぐんひかわちょう） 葦北郡芦北町（あしきたぐんあしきたまち） 葦北郡津奈木町（あしきたぐんつなぎまち） 球磨郡錦町（くまぐんにしきまち） 球磨郡多良木町（くまぐんたらぎまち） 球磨郡湯前町（くまぐんゆのまえまち） 球磨郡水上村（くまぐんみずかみむら） 球磨郡相良村（くまぐんさがらむら） 球磨郡五木村（くまぐんいつきむら） 球磨郡山江村（くまぐんやまえむら） 球磨郡球磨村（くまぐんくまむら） 球磨郡あさぎり町（くまぐんあさぎりちょう） 天草郡苓北町（あさくさぐんれいほくまち）</p>
--	--

なお、本特例措置の適用期間に関しては、事態の推移により、延長することがあります。